

宇陀市通学路交通安全プログラム

通学の安全確保に関する取組方針

平成 2 7 年 3 月制定

平成 2 9 年 4 月改定

令和 4 年 4 月改定

令和 4 年 9 月改定

令和 5 年 9 月改定

宇陀市教育委員会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「宇陀市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように学校指定通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全対策推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下の体制により「通学路安全対策推進会議」を設置します。

構成機関

役割	組織
会長	宇陀市長
事務局	宇陀市教育委員会教育長
交通安全管理者	桜井警察署
交通安全関係	宇陀市総務部
道路管理者	奈良県宇陀土木事務所 宇陀市建設部
教育関係	宇陀市健康福祉部 宇陀市教育委員会事務局
オブザーバー	国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所

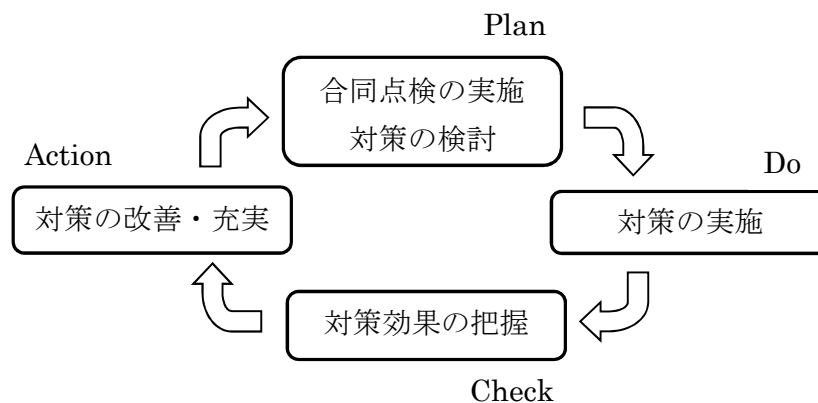
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に学校指定通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、学校指定通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 通学路安全対策推進会議について

- ・ 12月～1月に通学路安全対策推進会議を開催し、前年度の対策効果の把握や、現年度の対策内容の確認を行います。

(3) 定期的な合同点検

○危険箇所の報告について

- ・ 学校からの学校指定通学路上における危険箇所の報告を基に対策を実施します。

○合同点検の実施時期等

- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路対策会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- ・ 1年に1回を基本として実施します。

- ・春（５月中）に調査報告書を提出いただき、夏（７月～８月）に通学路対策会議と合同点検を行います。
- ・社会的な事象や要請等により緊急に通学路の点検が必要となった場合、緊急合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・交通安全管理者（桜井警察署 交通課）、交通安全関係者（宇陀市総務部危機管理課）、道路管理者（奈良県宇陀土木事務所 計画調整課、用地管理課・工務課、宇陀市建設部建設課）、教育関係者（宇陀市健康福祉部こども未来課、宇陀市教育委員会事務局教育総務課）等が参加する合同点検を行います。また、必要に応じて自治会代表者等にも参加いただきます。

（４）対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置等、ハード対策や交通規制や交通安全教室のようなソフト対策など必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

（５）対策実施

- ・対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

（６）対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

４．対策一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」を作成し、公表します。